

令和3年

行方市農業委員会

第12回総会会議録

(令和3年11月25日)

令和3年11月25日 行方市農業委員会第12回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第88号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第89号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可
議案第90号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第91号	現況証明願について
議案第92号	行方市農地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第93号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第94号	令和4年度行方市農業施策に関する要望書について
議案第95号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
報告第49号	農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について
報告第50号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第51号	制限除外の移動届の受理について
報告第52号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第53号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第54号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳 子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文	9番 内藤 宏一
10番 本澤 政雄	11番 風間 啓次	12番 根本 正義
13番 小沼 正二	14番 大久保 正一	15番 郡司 正彦
16番 椎名 勇	17番 高塚 利英	18番 根崎 和枝
19番 清水 量		

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午前10時00分 (会長挨拶)
事務局	ただいまより令和3年行方市農業委員会第12回総会を開会させていただきます。 総会議事日程第2、会長の挨拶。 高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	皆さん、朝早く総会ということで、ありがとうございます。 役員の皆様には、9時から役員会ということで、ご苦労さまでございました。 本日は、午後に研修会が入っておりますので、1日長くなりますが、よろしくお願

事務局 いしたいと思います。以上でございます。
事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 それでは、続きまして日程第3、経過報告。
11月の行事経過報告によりご説明いたします。
11月1日、行方市農業振興地域整備促進協議会、こちらにつきましては、北浦庁舎におきまして、農用地区域からの除外申入れについて協議をいたしました。出席者につきましては、高塚会長、事務局のほうで出席をいたしました。
続きまして、11月5日、いばらき農業委員会女性協議会役員会、こちらにつきましては、ホテルグランド東雲におきまして、令和3年度県内現地研修会の開催について、ほかを協議いたしました。出席者は根崎委員、事務局でございます。
同日、関東ブロック女性農業委員等研修会、こちらにつきましても根崎委員、近藤委員、箕輪推進委員、事務局のほうで出席をいたしまして、講演と事例発表を行いました。
続きまして、11月11日、広報委員会、こちらにつきましても北浦庁舎で農委だよりの発行について、広報委員と事務局のほうで行いました。
11月11日から18日、こちらにつきましては、農地利用の状況調査ということで、各地区におきまして農地パトロールを行っていただきました。出席者につきましても、全農業委員、全推進委員、事務局のほうで行ってまいりました。
次に、11月の16日、こちら常設審議委員会、こちらにつきましては、市町村会館におきまして、清水委員の出席の下、諮問案件の審査を行いました。
11月25日、本日でございます。先ほど第4回役員会を行いました。現在、第12回の総会、そして午後から農業委員会行方地域協議会全体研修会ということになっております。以上でございます。

(議長の選出)

事務局 それでは、日程第4に入ります。
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長 それでは、議事のほうを進めてまいりたいと思います。
資格審査報告。ただいまの出席委員数は19名、欠席委員はゼロですので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議長 会期の決定について。本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全員 異議なし。

議	長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(議事録署名人の選出)
議	長	会議録署名人の選出について。会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 7番横瀬忠美委員 8番古渡武文委員。
		(書記の選出)
議	長	総会書記の選出は、総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議事のほうに入りたいと思います。
		(議案第88号)
議	長	議案第88号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局		議案第88号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配付のため割愛する。)
議	長	それでは、第1項、第2項、第3項、第4項は関連がありますので、一括審議いたします。 調査委員より調査の報告を求めます。
1 3 番		13番、小沼です。1項から4項は関連あるので、一括で報告をします。 この調査には麻生・太田地区、4人で調査をしまりました。 1項から4項の譲受人は行方市富田、69歳、農業の男性の方、1項から4項の譲渡人は行方市富田、75歳の無職の女性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は贈与による所有権移転です。1項から4項の土地、16名の共有地ということで、譲渡人の持ち分を譲受人に贈与することになっています。譲受人は今回の申請地を含め、田畑合わせて627a、水稻、ジャガイモ、家族3人で年間280日、家から2.5km、8分と、農機具もそろっており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第1項、2項、3項、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第5項の調査委員より調査の報告を求めます。
1 3 番		5項の調査報告をします。

		この調査には麻生・太田地区を4人で調査してまいりました。
		譲受人は行方市富田、68歳の農業の男性の方、譲渡人は行方市富田、75歳の無職の女性の方です。申請理由は農地の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は売買による所有権移転です。譲受人は田畑合わせて149a、水稻、露地野菜、年間210日、隣接地で、隣ということで耕作に便利のためです。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第6項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、椎名です。 第6項の調査報告をします。 調査には矢幡委員さん、推進委員の箕輪さんのご協力をいただきました。 受人は行方市南在住、69歳、農業の男性です。水稻、キュウリを耕作しております。渡人は千葉県在住、85歳、男性です。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権の移転です。権利取得後の経営面積は77aとなります。自宅から土地までの時間は5分です。長年受人が小作していた土地であり、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第7項の調査委員より調査の報告を求めます。
5	5番	5番、橋本です。 7項の調査報告をします。 この案件は宮内推進委員の協力を得て調査してまいりました。 譲受人は市内の法人の男性です。譲渡人は市内白浜在住の30歳代の男性、会社員の方です。申請事由は農作物生産事業の拡大のため、売買による所有権の移転を申請しているものでございます。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第8項の調査委員より調査の報告を求めます。

2	番	<p>2番、谷田川です。</p> <p>第8項の調査報告をいたします。</p> <p>調査については、麻生地区、太田地区の委員2名、推進委員2名の4人で調査を してまいりました。受人でございますが、年齢、79歳、市内矢幡在住の農業の男性 です。会社員の息子と水稻を中心に、田畑合わせて180aほどを耕作しておりま す。渡人については年齢、70歳、市内矢幡在住の無職の男性です。申請事由です が、規模拡大と経営の安定を図るため、区分については売買による所有権移転で申 請されたものです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議の ほどよろしくお願いたします。</p>
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第9項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		<p>15番、郡司です。</p> <p>第9項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件については鈴木推進委員さんの協力をいただきました。</p> <p>譲受人は73歳、市内井上に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜など328a ほど営農しております。譲渡人は49歳、同市井上に在住し、農業の方です。申請 事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権移転になります。調査の 結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いま す。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第10項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		<p>15番、郡司です。</p> <p>第10項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件については鈴木推進委員さんの協力をいただきました。</p> <p>譲受人は70歳、市内荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。水稻、露地野菜な ど604aほど営農しております。譲渡人は74歳、同市西蓮寺に在住し、農業の 方です。申請事由は農業経営の規模拡大を図るためです。区分は売買による所有権 移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審 議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、第10項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、11項の調査委員より調査の報告を求めます。 9番、内藤です。 第11項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎委員さん、石田、関口両推進委員さんの協力の下、調査をしてみました。 譲受人は石岡市に在住する農業の63歳、女性です。譲渡人は行方市八木蒔に在住する無職、89歳の女性です。2人の関係は親子で、八木蒔のほうが譲受人の実家となります。申請事由につきましては農業経営の規模拡大で、区分については贈与による所有権移転です。譲渡人が高齢となり、譲受人である娘に贈与したいということでございました。調査の結果、何の問題なく、許可することと調査をしてみました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、第11項は原案のとおり可決いたします。
議 1 8	長 番	次に、12項の調査委員より調査の報告を求めます。 18番、根崎です。 第12項の調査報告をします。 この案件は風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員さんと調査してきました。受人は市内捻木在住、72歳、農業の男性です。水稻と露地野菜を165a作付しています。渡人は同捻木在住、70歳の農業の女性です。受人の農業経営の規模拡大のため所有権移転で申請されたものです。農機具もそろっており、問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、第12項は原案どおり可決いたします。
議 6	長 番	次に、13項の調査委員より調査の報告を求めます。 6番、平塚です。 第13項の調査報告をします。 この調査には内山推進委員の同行により実施してみました。 受人は行方市四鹿在住、60代の男性です。渡人は同じく四鹿在住、80代の女性です。2人の関係は親子です。申請事由は議案書のとおり農業経営の安定のため生前贈与による所有権移転です。当該申請地は旧大和第一小学校付近にある申請者の自宅から徒歩でいずれも5分以内に位置します。畑、5筆、田、7筆です。取得後の面積は畑、6,399㎡、田11,349㎡、合計18,748㎡です。畑に関

しては小さい土地が多く、梅などの木が植わっておりますが、何年も手つかずの様子でした。しかし、受人が少しずつではありますが、再生へと努力している様子でした。必要書類も整っており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、第13項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、第14項の調査委員より調査の報告を求めます。

1 9 番 19番、清水です。
14項の調査報告をいたします。
この調査には大原推進委員さんと行ってまいりました。
譲受人は市内長野江に在住し、水稻、露地野菜等を310aほど耕作している31歳の方であります。譲渡人は千葉市に在住する74歳の方でございます。申請事由なんでもございますが、経営の規模拡大のため売買により所有権の移転をしたいというものでございます。通作距離も5キロほどで、問題ないものというふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、第14項は原案のとおり可決いたします。

(議案第89号)

議 長 次に、議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する（別紙議案書のとおり）。
第1項について説明いたします。
本件は令和3年10月22日に受付をしておりますが、譲渡人が令和3年11月16日にお亡くなりになられております。このように転用許可申請後、許可外に申請した一方が死亡した場合の取扱いとなりますが、譲受人が死亡した場合には誰が転用するか明らかでないため、申請に対する審議はできません。改めて申請が必要となります。一方、今回のように譲渡人が死亡した場合には、相続人が申請上の地位を継承するものとし、審議、許可が可能となります。この場合、誰が継承したかを確認するため、継承した旨を申し出いただくことによって、その方に許可証を発行しますが、現段階では遺産分割協議が整っていないため、継承した者が申し出ておりません。許可を得た場合には共同相続人全員を表記して許可証を発行することとなります。

(第2項から第4項については、事前配付のため、説明は割愛)

- 議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。
第1項の調査員より調査の報告を求めます。
- 1 3 番 13番、小沼です。
1項の調査報告をします。
この調査には麻生・太田地区の4人で調査をしてまいりました。
譲受人は行方市麻生、65歳の無職の女性の方、譲渡人は行方市麻生、91歳の無職の男性の方です。2人の関係は親子です。申請事由は自己用住宅、区分は使用貸借権です。場所は麻生建設の付近になります。現在、実家で同居していますが、手狭のため新築したいとのこと。事業計画書、資金計画書、残高証明書、見積書もあり、また、昭和年月日は不明ですが、許可を得ずに無断で宅地にして使用したため、始末書も添付しており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
- 議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、第1項は原案のとおり可決いたしますが、先ほどの事務局の説明どおり、現段階では遺産分割協議が整っておらず、継承したい旨の申出はありませんので、共同相続人全員を表示しての許可証の発行となります。以上です。
- 議 長 次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。
3 番 近藤でございます。
2項について調査報告をいたします。
調査には清水、本澤両委員に協力していただきました。
譲受人は鹿嶋市に本店を構える太陽光発電事業を営む法人でございます。譲渡人は次木に住む67歳の自営業の男性でございます。申請理由は721㎡の畑に148枚のパネルを並べ、周囲をフェンスで囲む計画でございます。排水は宅地宅内浸透式で、書類のほうは事業計画書、資金計画書など必要なものはそろっております。事業者側の代理人と現地調査をし、3点ほど指摘をさせていただきました。まず、申請書には隣地地権者の同意があると記載されておりますが、隣接者に確認したところ、事業内容の説明がなかったこと、また、周囲をフェンスで囲むことですが、隣地が農地で耕作しているため、作業車が入り出すためのセットバックを必要とすること、最後に3点目でございますが、土地の形状によりますが、畑、721㎡に対し、所要面積285.38㎡になっており、残地面積が435.62㎡と全体の6割となっております。この残地の部分の用途について指摘させていただきました。これらのことを総会までに回答するように伝えましたが、立会いから土曜日、日曜日、祝日があったこともありますが、まだ回答がございません。回答がない現段階では保留とすることが妥当だろうと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上でございます。

議	長	調査の結果は、指摘事項に対する回答がなされるまで保留とすべきということでした。本件は保留ということで審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第2項は保留といたします。
議	長	次に、第3項の調査委員より報告を求めます。
1	8	番
		18番、根崎です。
		第3項の調査報告をします。
		この案件は風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員さんと調査してきました。譲受人は鹿嶋市の建設業法人代表の男性です。譲渡人は市内若海在住、85歳の女性です。高齢でもあり、後継者もなく、受人からの要望があったため、今回の申請になったそうです。受人は太陽光発電事業を自己資金で行うということでした。場所は大場クリニックより西へ200mくらいのところ。関係書類もそろっており、何ら問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、関係書類もそろっており、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、第4項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	3	番
		13番、小沼です。
		4項の調査報告をします。
		この調査には麻生・太田地区を4人で調査をしまりました。
		この案件は8月に審議したもので、区分は変更のためです。譲受人は東京都中央区の法人で、代表は女性の方です。譲渡人は行方市富田、64歳の無職の男性の方です。申請理由は太陽光発電設備です。区分は売買による所有権移転です。場所は富田のヨシザキモーターズ付近になります。耕作されていない土地の有効活用を考え、太陽光発電システム設備をしたいとのこと。パネル256枚、88.32kW。事業計画書、太陽光発電見積書、その他関係書類は整っており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、第4項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第90号)
議	長	議案第90号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第90号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について説

明する（別紙議案書のとおり、事務局説明は事前配付のため割愛する。）。

- 議 長 1 8 番 では、第1項の調査員より調査報告を求めます。
18番、根崎です。
第1項の調査報告をします。
この案件も風間、内藤両委員さん、石田、関口両推進委員さんと調査してきました。
申請人は市内谷島在住、土建業法人の代表の男性です。申請事由は土砂採取ですが、販売量が予定より少なく、計画した工期にできなかったため延長をするものです。期間は令和3年10月25日から令和4年12月16日で申請されています。区分は使用貸借です。関係書類もそろっており、問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
- 議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。（全員一致）
- 議 長 異議なしと認め、第1項は原案のとおり可決いたします。

（議案第91号）

- 議 長 議案第91号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
- 事 務 局 議案第91号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。
令和3年11月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。
案件につきましては、第1項から第2項までとなっております。説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
- 議 長 1 6 番 それでは、1項ごとに審査をします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。
16番、椎名です。
第1項の調査報告をします。
調査には矢幡委員さん、推進委員の箕輪さんのご協力をいただきました。
申請人は千葉県香取市在住の女性です。願出要旨は地目変更登記のための非農地証明です。約30年前より宅地として利用しているとのことでした。現地を確認したところ、30年ぐらいたっているだろうと思われる家が建っており、非農地証明の交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、非農地証明を発行するというので、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。（全員一致）
- 議 長 異議なしと認め、第1項は非農地証明書を交付することに決定いたします。

議 9	長 番	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。 9番、内藤です。 第2項の調査報告をいたします。 この案件につきましても、風間、根崎両委員さん、石田、関口両推進委員さんと協力の下で調査をいたしました。 申請人は市内浜に在住する男性です。願出要旨につきましては地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は井川食品の工場から500mぐらいのところで、32年前から宅地として利用しているということでございます。農地としては極めて困難な状況でございます。非農地証明の交付は妥当であると調査をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、32年前より宅地として利用しており、農地としての復元は困難ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、第2項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。
		(議案第92号)
議	長	議案第92号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議 案 第 9 2 号	行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。 資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となっております。 2枚目の総括をご覧いただきたいと思います。 新規設定が田、14件、21筆、54,205㎡となります。 続きまして、次の一覧表をご覧いただきたいと思います。 こちらにつきましては、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定をいたします。
		(議案第93号)
議	長	議案第93号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局	<p>議案第93号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。</p> <p>資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。</p> <p>令和3年10月20日付で行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。</p> <p>計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものとなります。計画案が22筆、56,551㎡となります。詳細につきましては、一覧表を確認いただきたいと思ます。</p> <p>なお、議案第92号の農用地利用集積計画の公告と本計画案の決定は同時施行となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという流れとなります。以上です。</p>
議長	<p>ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。(全員一致)</p> <p>異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>(議案第94号)</p> <p>次に、議案第94号 令和4年度行方市農業施策に関する要望書(案)についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第94号 令和4年度行方市農業施策に関する要望書について説明する。</p> <p>この件につきましては、6月に農業委員及び推進委員、認定農業者等の農業関係団体から意見を集約しまして、先月10月25日に農政部会を開催しまして、その中で取りまとめしております。なお、その取りまとめたものを本日提案させていただいております。</p> <p>内容につきましては、農政部会長の小沼部会長よりご報告をいただきたいと思ます。以上です。</p>
議長 13番	<p>それでは、小沼農政部会長より説明をお願いいたします。</p> <p>13番、小沼です。</p> <p>では、今年も来年度の予算編成に当たり、農業委員会として行方市の基幹産業である農業において現場の声を集約した農業施策に関する要望書を提出したいと考えております。</p> <p>それでは、資料3を皆様、ご覧ください。</p> <p>令和4年度農業施策に関する要望書に基づき説明したいと思います。</p> <p>全体の構成につきましては、1、農地保全の有効利用対策について、2、担い手、経営対策の強化について、3、農業委員会組織対策について、4、基本農政の確立</p>

対策についてということで、4つの項目により構成しております。
まず1、農地保全と有効利用対策についてですが、遊休農地、耕作放棄地の解消対策、農地利用の集積、集約に向けた推進体制の強化、農地の基盤整備の推進となっております。農地利用の集積、集約については、農業委員会としても重点業務となっております。昨年で実態調査が終了し、今後も人・農地プランの実質化を求め、農地利用の集積、集約につなげていく必要があります。その活動に対する支援を求める内容となっております。

次に、2番、担い手、経営対策の強化についてですが、高齢化による担い手不足解消のための後継者育成、新規就農者に対する支援、将来の地域農業の中心的な役割を担う認定農業者に対する支援、経営改善の支援、所得向上を確保するための6次産業の推進、小規模農家に対する支援、米価の安定のための生産調整の着実な実行と交付金制度の恒久化を要望する内容となっております。

次に、3番は農業委員会組織対策ですが、農業委員会の新体制に対応する体制整備の強化をお願いする内容となっております。

最後に、4は基本農政の確立対策ですが、鳥獣害対策の強化、地産地消と食育の推進、地域農産物のPR事業の拡大、新型コロナウイルスの感染症及び大規模の自然災害への備えと復旧復興の対策をお願いする内容となっております。

以上、令和4年度要望書について説明させていただきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 たいだいま小沼農政部長から説明を受けました。要望書につきましては、農政部会を中心に検討を重ねた結果であります。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、令和4年度行方市農業施策に関する要望書については原案のとおり決定をいたします。ここで資料配付のため暫時休憩といたします。

（休憩） 午前10時40分～午前10時41分

議 長 それでは、会議を再開いたします。

（議案第95号）

議 長 議案第95号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第95号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、下記のとおり提案する。令和3年11月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
別紙のとおりということで、たいだいま配付させていただきました資料ナンバー4のほうをご覧くださいと思います。

平成28年に改正されました農業委員会等に関する法律第7条におきまして、農業委員会は農地等の利用の最適化に関する目標等や推進方法を定める指針を定めるよ

うに努めなければならないとされております。指針には、担い手の農地等の利用集積面積、遊休農地の解消面積、新規参入者数等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進方法について定めることとされており、推進委員はその指針に従って活動しなければならないとされております。このため、現場で活動する推進委員の意見が反映されるよう、この指針を定め、または変更しようとするときには、事前に推進委員の意見を聞かなければならないとされており、また、推進委員の委嘱後速やかに定めることが望ましいとされているため、本日提案させていただくものでございます。

具体的な内容としましては、資料ナンバー4のほうをご覧いただきたいと思えます。

1番目としまして、遊休農地の解消についてということで、(1)の遊休農地の解消目標ということで、前は単年ごとの目標設定ということでございましたが、3年後を目標として、遊休農地が増えているという状況もありますので、3年前の数値、遊休農地の面積に戻すということで、設定させていただきました。

(2)の遊休農地解消の具体的な取組方としまして、農業委員と推進委員が連携して利用状況調査、利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導などを農地の利用関係の調整を積極的に行う。次に、利用状況調査の結果、再生利用困難な農地については非農地判断を行い、守るべき農地を明確化させていきます。

続きまして、裏面をご覧いただきまして、2番目としまして、担い手の農地利用集積についてですが、(1)の担い手の農地利用集積目標面積としましては、今まで単年として40haということで、3年後、おおむね120haの集積目標を達成できるよう設定しました。

(2)の担い手の農地利用集積に向けた具体的な取組方法としまして、人・農地プランの実質化における地域での話し合いの場へ主体的かつ積極的に参加する。続いて、相対耕作状態になっている土地所有者に対し、メリットや手続方法などを説明し、相対耕作の解消を図る。こちらにつきましては、今年度中に昨年度まで実施してきました全筆調査の結果、相対耕作になっている地図を後でその一覧とともに配付させていただきまして、その解消を図っていただくような活動をお願いしたいと思います。3点目としまして、こちらは変わらないんですけども、制度のPRをしながら、農地中間管理事業の積極的な活用の推進を図っていくということで上げさせていただきました。

続いて、3番目の新規参入の促進についてということですが、促進目標としましては、過去3年間の新規参入者の実績などから設けたいと設定させていただきました。その具体的な取組方法としましては、こちら前回と同じなんですけど、新規就農者の支援は市、県など関係機関と連携しまして、参入促進を図ることとします。

最後に、4番のその他としまして、この指針は年度初めに見直しすることとしましたが、情勢が変わればもちろん途中で変更する必要がありますが、原則としまして、改選後に見直しことと変更させていただきたいと思えます。以上です。

議 長 ただいま事務局のほうから説明があった農地利用最適化の推進に関する指針について

ては、本日開催されました役員会において検討を重ねた結果であります。また、指針につきましては、農地利用最適化推進委員からもご意見をいただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

根崎委員。

1 8 番

18番、根崎です。

最後の新規参入の促進についてということで、今から経営体を新しくというのは、これは親元就農じゃなくて、新しく始める人を5経営体増やしましょうということですか。

事務局
1 8 番
議長
全員
議長

そうですね、新規で農業を始める方を5経営体、3年間でということになります。

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、ご異議ございませんか。

異議なし。(全員一致)

異議なしと認め、農地利用の最適化推進に関する指針については原案のとおり決定をいたします。

(報告第49号) (報告第50号) (報告第51号) (報告第52号)
(報告第53号) (報告第54号)

議長

次に、報告案件に入ります。

報告第49号 農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について、報告第50号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第51号 制限除外の移動届の受理について、報告第52号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第54号 農業委員活動状況について、以上の報告案件につきましては一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第49号 農地法第5条の規定による許可の取消願の受理について説明する。第1項につきましては、麻生地内畑、915㎡、こちらにつきましては、平成30年10月30日に5条の許可証を交付しておりますが、その後、隣接地所有者からの事業承諾が得られず、事業中止となったため、令和3年11月10日に取消願が提出され、受理しております。

続きまして、第2項につきましては、先ほど審議いただきました議案第89号第4項で審議いただいた土地となります。富田地内の田畑、合計1,475㎡、こちらにつきましては、令和3年9月15日、5条による賃借権の設定で許可証を交付しておりますが、その所有権移転による5条許可申請のため、権利処分の変更のため、令和3年11月10日に取消願が提出されておりました、受理しております。報告第50号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について説明する。

別紙資料5をご覧くださいと思います。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業状況などを農業委員会に

報告しなければならないこととなっております。今回は、10月9日から11月10日までの1か月間に報告書を提出いただいたものにつきまして報告いたします。3法人から報告がありました。3法人につきましては、農地所有適格法人の4つの要件を満たす必要がありまして、1つ目が法人形態要件、会社形態であること。2つ目が事業要件で、主な事業が農業であること、農業等関連事業が売上高の過半を占めること。3つ目が構成員要件で、農業従事者、農地提供者、市町村、農協などの農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であること。4つ目が役員要件で、業務執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上従事して、さらに役員、また事業の使用人のうち1人が60日以上農作業に従事することが必要となります。今回の報告書の提出のあった法人につきましては、その要件を満たしておりますので報告いたします。

報告第51号 制限除外の移動届の受理について説明する。

第1項につきましては、蔵川地内の田になりまして、2,013㎡のうち30㎡、権利につきましては賃借権の設定になります。令和3年11月1日に届出がありました。目的はパイプライン工事に伴う仮設事務所の設置による一時転用となります。期間は令和4年2月25日までとなります。

報告第52号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第54号 農業委員活動状況について説明する。

議 長 報告案件につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午前11時 5分

議 長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第12回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。